

現行	改正
<p>（約款の趣旨）</p> <p>第 1 条</p> <p>1. この約款は、お客様（この約款に基づいて開設する口座の口座名義人を指します。）が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する配当所得の非課税及び同法第 37 条の 14 に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「NISA 口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために株式会社 CONNECT（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座（以下、「NISA 口座」といいます。）について、当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2. (略)</p> <p>（約款の変更）</p> <p>第 17 条</p> <p>この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知方法にてご通知します。<u>この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときはご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>（約款の趣旨）</p> <p>第 1 条</p> <p>1. この約款は、お客様（この約款に基づいて開設する口座の口座名義人を指します。）が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する配当所得の非課税及び同法第 37 条の 14 に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「NISA 口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために大和コネク ト証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座（以下、「NISA 口座」といいます。）について、当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>（約款の変更）</p> <p>第 17 条</p> <p>この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知方法にてご通知します。</p>
<p>附則</p> <p>この約款は、<u>2021 年 4 月 1 日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上 株式会社 CONNECT</p>	<p>附則</p> <p>この約款は、<u>2023 年 5 月 1 日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上 大和コネク ト証券株式会社</p>